

川崎市上下水道局告示第23号

公共下水道の供用開始及び下水道の処理の開始について

公共下水道の供用及び下水の処理の開始について、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

令和7年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 年月日

令和7年3月31日

2 終末処理場の位置及び名称

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 幸区南加瀬4丁目40番22号 | 加瀬水処理センター |
| (2) 中原区宮内3丁目22番1号 | 等々力水処理センター |
| (3) 麻生区上麻生6丁目15番1号 | 麻生水処理センター |

3 排除施設の方法

- (1) 合流式
- (2) 分流式

4 区域

- (1) 合流式（加瀬水処理センター）
中原区下小田中4丁目の一部
- (2) 分流式（等々力水処理センター）
高津区下作延4丁目の一部
高津区下作延5丁目の一部
宮前区馬絹4丁目の一部
宮前区東有馬4丁目の一部
宮前区菅生1丁目の一部
宮前区東有馬5丁目の一部

多摩区登戸の一部

多摩区柘形 6 丁目の一部

多摩区東生田 3 丁目の一部

多摩区菅稲田堤 2 丁目の一部

多摩区菅北浦 2 丁目の一部

麻生区千代ヶ丘 8 丁目の一部

麻生区東百合ヶ丘 4 丁目の一部

麻生区細山 8 丁目の一部

(3) 分流式（麻生水処理センター）

麻生区岡上 2 丁目の一部

麻生区岡上の一部

麻生区上麻生 7 丁目の一部

5 縦覧

(1) 開始日

令和 7 年 3 月 3 1 日

(2) 場所

川崎市上下水道局中部下水道事務所

川崎市上下水道局下水道部西部下水道管理事務所

川崎市上下水道局下水道部北部下水道管理事務所